

小平市児童発達支援センター検討委員会報告書

平成31年3月

小平市児童発達支援センター検討委員会

はじめに

平成24年の児童福祉法改正により、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、児童発達支援が位置づけられました。また、国が指針を改正し、市町村が策定する平成30年度から平成32年度までの第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画においては、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする成果目標が設定されました。

小平市においては平成28年度に、発達障がいの子どもへのワンストップの相談窓口を作り、様々な関係機関と有機的な支援体制を構築していくために、小平市発達支援相談拠点検討委員会を設置し議論を行ってきました。そこでは小平市にある専門機関を有機的につなげ、円滑な連携やコーディネートを推進していく機関として、発達支援相談拠点の設立とそれに付随する市役所内の発達支援部署の必要性を提言しました。

今回の児童発達支援センター検討委員会ではそれをより広げ、発達障がいにかかわらず、すべての子どもとその保護者が発達に関する相談ができる場所として児童発達支援センターを構想してきました。発達支援相談拠点で議論されたことをベースに、ワンストップでコーディネートができる機能を持った中核的な児童発達支援センターであり、ライフステージによって支援が途切れることなく、一貫して子どもの育ちに寄り添える相談機関としての役割を持つことが委員会として一致した考えです。そのためには、市として発達支援担当部署を持ち関係機関と連携して、医療・福祉・教育・就労など発達支援に関わるネットワークを形成していくことの必要性が改めて確認されました。

また、センターの理念や市の方針、目指すべき方向性を重要な事項として議論し、市と関係機関がそれぞれの専門性を活かしつつ連携していけるよう考えてきました。発達支援に関わる制度や事業が多数出てきており、子どもと保護者にとってわかりにくい状況になっています。本検討委員会では、そういった点を整理しながら、本報告書自体が支援者・利用者に少しでも役に立つように議論を進めてきました。

市と既存の関係機関が児童発達支援センターを中心としたシステムを再構築していくことは、ただ単に新しいものを作るよりも困難が予想されます。それでも、各機関の支援者が集まって議論してきた「子どもの発達を支援する連絡会」や様々な親の会での活動など、ローカルなネットワークを地道に築いてきた小平市の歴史を活かしていくことで、その困難さに対処していけると期待しています。そして、一貫した支援システムの構築のために、市の各課をまたいだ連携、市と関係機関との連携が、より一層図られるよう強く願います。

本報告書はそのためのスタートラインです。これまでの小平市における発達支援の歴史と専門性を活かした地域の特性に合った小平スタイルの確立の一助となることを期待します。

小平市児童発達支援センター検討委員会

委員長 飯野 雄大

目次

はじめに

第1	小平市児童発達支援センターの開設に向けて	1
1	小平市児童発達支援センター検討委員会設置までの経緯	1
2	検討にあたっての市の方向性	12
第2	児童発達支援の概要と検討委員会が提案する児童発達支援センターの考え方	13
1	児童発達支援の留意事項	13
2	児童発達支援の内容	14
3	検討委員会が提案する小平市児童発達支援センター設置の考え方	16
第3	児童発達支援センターに求められる機能	17
1	相談機能	18
2	コーディネート機能	19
3	療育機能	28
4	家族支援機能	29
5	地域支援機能	32
6	情報収集・提供機能	34
第4	モデルケースの提示	38
第5	提言 児童発達支援センターを中心とした支援体制の確立を	46

参考資料	49
小平市児童発達支援センター検討委員会委員名簿	51
小平市児童発達支援センター検討委員会の検討経過	52
小平市児童発達支援センター検討委員会設置要綱	53

第1 小平市児童発達支援センターの開設に向けて

1 小平市児童発達支援センター検討委員会設置までの経緯

本検討委員会は、市に発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターを設置するにあたり、その機能等について検討するため設置されたものである。初めに、本検討委員会が設置されるまでの経緯について、国の動きと市の対応等について振り返りたい。

(1) 国の動き

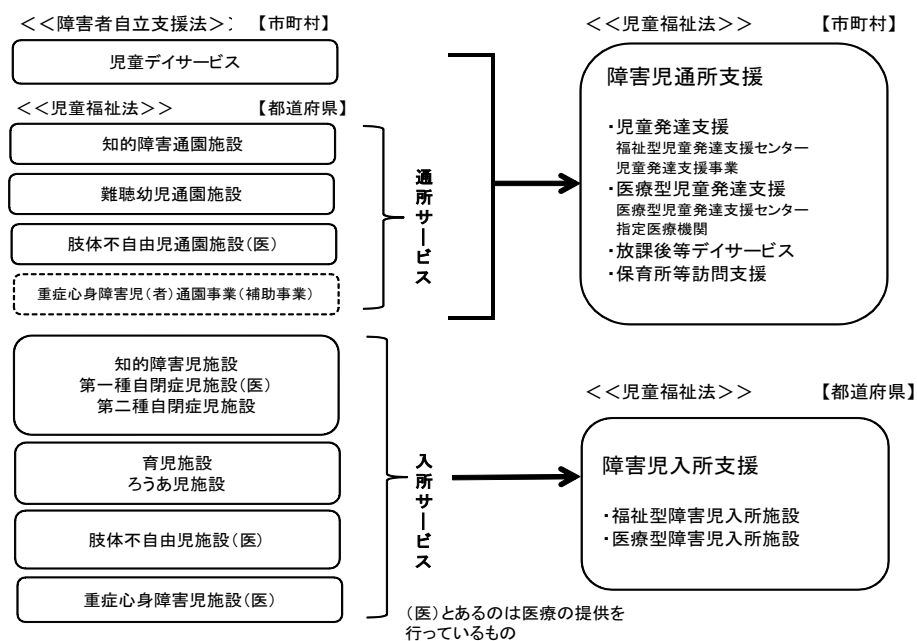
① 児童発達支援センターの位置づけ

まずは、児童発達支援センターがどのような経緯でできたか、またその位置づけについて明らかにしたい。

ア 児童福祉法の改正

障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきたが、平成24年4月1日の児童福祉法、障害者自立支援法改正に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化された。さらに、障がい児の支援強化を図るため、障がい種別ごとに分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態別に一元化された。

図1 法改正による障害児施設・事業の一元化イメージ

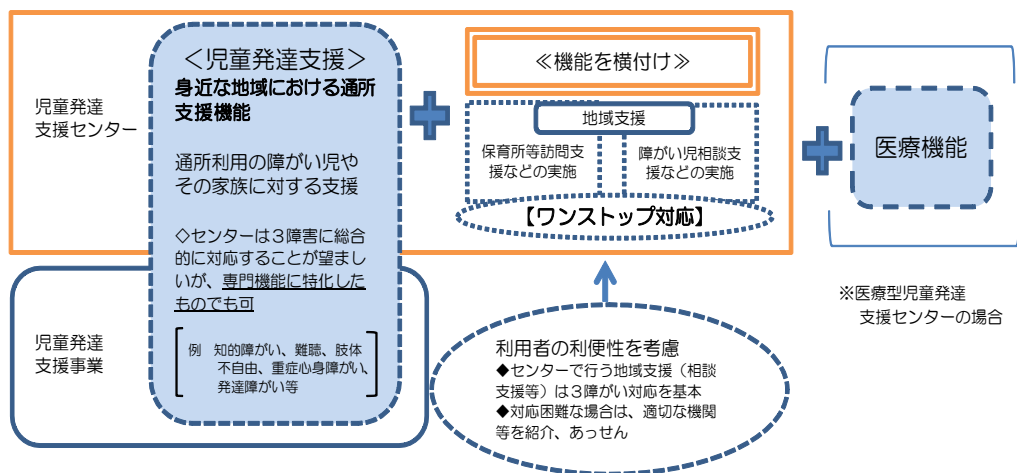


※厚生労働省資料を一部加工

障がい児施設・事業の一元化にあたっては、障がい児にとって身近な地域で支援が受けられるようにするために、「児童発達支援」に再編し、従来児童福祉施設として定義されていたものを児童発達支援センターとし、それ以外を児童発達支援事業とし、従来の障害児通所施設・事業は、医療の提供（医療法上の診療所の指定）の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行することとされた。市で検討する児童発達支援センターは図1のうち、福祉型児童発達支援センターである。

児童発達支援事業と児童発達支援センターは、どちらも、通所利用の障がい児やその家族に対して、13頁以降で述べる広義の児童発達支援を実施するものであるが、児童発達支援センターは、通所利用者に対してだけでなく、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設と位置づけられているものである。

図2 児童発達支援センターと児童発達支援事業



※厚生労働省資料より

イ 障害福祉計画の国の基本指針に対する児童発達支援センターの位置づけ

平成25年4月に障害者自立支援法から改正施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）では、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとしている。

(ア) 第四期障害福祉計画における国の基本指針での位置づけ

国は、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針」により、都道府県や市町村が平成27年度から平成29年度までの第四期障害福祉計画の策定にあたり即すべき事項を定めた。

その中で、児童発達支援センターについては、「障害児支援のための基本的な基盤整備として、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域の中核的支援施設と位置づけ、児童発達支援事業所と連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図る必要がある。特に保育所等訪問支援等の実施される体制の構築をすることが望ましい。」とし、児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備が必要であるとした。

(イ) 第五期障害福祉計画における国の基本指針での位置づけ

平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成30年4月から施行された。

国は「基本指針」を全部改正し、市町村が平成30年度から平成32年度までの第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画を策定するにあたり即すべき事項を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として、平成29年3月31日付けで各都道府県に通知したが、「障害児支援の提供体制を整備するため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする」成果目標が設定された。

ウ 児童発達支援ガイドラインの策定

前述したとおり、平成24年4月に児童福祉法が改正されたことに伴い、障害児施設が体系化され、その時点で約1,700か所であった児童発達支援事業所は、平成29年4月には約4,700か所へと増加した。

これに伴い、国では支援の質の確保と向上を図り、障がい児本人のための発達支援を提供していくため、平成28年11月に有識者や関係者を集め、「児童発達支援に関するガイドライン策定検討会」を設置して検討を行い、平成29年7月に児童発達支援ガイドライン（以下「ガ

イドライン)が策定された。

ガイドラインでは、児童発達支援について、障がいのある子ども本人やその家族に対して質の高い児童発達支援を提供するため、児童発達支援センター等における児童発達支援の内容や運営及びこれに関する事項を定めた。ガイドラインの具体的な内容については13頁以降で述べる。

以上のように、国では児童発達支援センターを、「障がい児支援のための地域の中核的施設」として位置づけており、市町村の障がい児福祉計画の中にしっかりと位置づけ、整備することを求めている。

② 発達障がいへの支援

次に、市が目指している「発達支援相談拠点の機能」に着目し、発達支援、特に発達障がいへの支援の経緯について見ていくこととする。

ア 発達障害者支援法の成立

発達障がいへの支援については、発達障がいの方に対する支援を目的とした法律がなく、それまで法や制度の谷間で十分な対応がなされていなかった。また、発達障がいは障がいとしての認識が一般的ではなく、発見や対応が遅れがちであった。そのため本人や保護者は精神的負担を強いられており、その支援体制の確立は喫緊の課題となっていたことから、平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行された。

法では、国及び地方公共団体の責務として、発達障がい者の定義を明確にし、地域において一貫した支援を行っていくこと、支援を行う上で関係機関が連携していくことが規定された。

発達障害者支援法のねらい

- 発達障がいの定義と法的な位置づけの確立
- 乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進
- 専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
- 子育てに対する国民の不安の軽減

イ 発達障害者支援法の改正

発達障がいについての理解が広がってきているなかで、発達障害者支援法は施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援、家族なども含めてきめ細かい支援及び知己の身近な場所で受

けられる支援が必要になってきており、時代の変化に対応したきめ細かな支援が求められていた。そこで、平成28年8月に改正発達障害者支援法が施行された。

改正発達障害者支援法の主な改正点

項目	内容
目的の改正（第1条）	切れ目のない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
発達障害者の定義の改正（第2条）	発達障害がある者であって、発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活の制限を受けるもの
基本理念の新設（第2条の2）	発達障害者の支援は、 ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げない ②社会的障壁の除去に資する ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援を配慮しつつ、切れ目なく行う
国及び地方公共団体の責務の追加（第3条）	相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
発達障害の疑いがある場合の支援の改正（第5条）	市町村は、発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言に努める
教育に関する改正（第8条）	発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮。個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
情報の共有の促進の新設（第8条の2）	国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
発達障害者の家族等への支援に関する改正（第13条）	都道府県及び市町村は、家族その他の関係者に対する情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援に努める

※発達情報・支援センター資料より抜粋

ウ 障害者差別解消法の成立

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること

を目的に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成28年4月に施行された。

この法律では、障がいのある人への不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供について規定され、不当な差別的取扱いは行政、事業者ともに義務となっており、合理的配慮は行政にとって義務となっている。

この法律の対象となる障がい者の中には、発達障がいについても明記され、発達障がいへの支援において合理的配慮をいかに実現していくかが求められている。

このように、改正発達障害者支援法でも定められているように、切れ目のない支援を実現するために、基本理念にのっとり、地方公共団体に関係機関等と連携し相談体制を整備することを求めており、特に市町村には保護者の相談に応じるなど、家族支援を行うことを求めている。

③ 家庭と教育と福祉の連携

発達障害者支援法でも定められているように、切れ目のない支援を行っていくためには、教育と福祉の連携が喫緊の課題となっている。そこで、教育と福祉の連携についての国の動きを見ていくことにする。

ア トライアングルプロジェクト

平成29年12月に、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトが発足した。

このプロジェクトは、発達障がいをはじめ、障がいのある子どもへの支援に当たっては行政分野を超えた切れ目のない連携が必要であるとの認識から、各地方公共団体の教育委員会と福祉部局が主導し、支援が必要な子どもや保護者が、切れ目のない支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉がより一層の連携を推進するための方策を検討するためのものである。

平成30年3月にとりまとめた報告書では、課題とそれに対する対応策について、次頁のように整理されている。

主な課題

【教育と福祉との連携】

学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図られず連携できていない。

【保護者支援】

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるかが分かりにくく、必要な支援を十分受けられない。



今後の対応策

【教育と福祉との連携】

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

【保護者支援】

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の促進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

さらに、平成30年5月には、文部科学省初等中等教育局長と厚生労働省社会・援護局障害福祉部長の連名で、教育と福祉の一層の連携等の推進を図るため、具体例をあげた方策について各都道府県の知事や教育長宛てに通知している。

具体的方策

【教育と福祉の連携】

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置
 - ⇒ 既存の協議会を活用した定期的な連絡会の設置
- 学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知
 - ⇒ 校長会や教職員研修会における障害通所支援事業所等の説明機会の確保、巡回支援専門員整備事業の活用による発達障がいに関する知識を有する専門家の派遣
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
 - ⇒ 徳島県や大阪府箕面市の実践事例を参考とした連携の仕組みの構築
- 個別の支援計画の活用促進
 - ⇒ 個別の支援計画を活用した切れ目ない支援体制の整備の推進

【保護者支援】

- 保護者支援のために相談窓口の整理
 - ⇒ 東京都日野市や新潟県三条市を例にした相談窓口の一元化の推進
- 保護者支援のための情報提供の促進
 - ⇒ 栃木県宇都宮市や富山県を例にした保護者向けハンドブックの作成の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
 - ⇒ペアレントメンターの養成とペアレントメンターによる相談支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングによる支援
- 専門家による保護者への相談支援
 - ⇒ 都道府県による相談支援専門員研修において、障がいのある子どもについての知識や経験等を積むことができる専門コース別研修の開催

このように、国では地方公共団体の教育委員会や福祉部局が主導し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進し、切れ目ない支援を実現するとともに、保護者支援のために相談窓口や保護者同士の交流支援等を積極的に推進していくことを求めている。

(2) 市の動き

これまでの国の動きを踏まえ、次に市の動きについて整理する。

市の中には、発達が気になる子どもについての相談場所として、あおぞら福祉センター、たいよう福祉センター、健康センター、子ども家庭支援センター等があるが、発達が気になる子どもが増えている状況の中で、早期からの専門的対応と、保護者への相談支援が必要であるとの認識に立ち、発達支援相談拠点の設置に向けて取り組んでいく必要があることから、障がい者福祉計画や特別支援教育推進計画の策定の中で検討を行ってきた。

① 小平市障がい者福祉計画、第四期小平市障害福祉計画

『小平市障がい者福祉計画』は、前述したとおり障害者基本法に基づく市町村障害者計画に相当するもので、障害福祉サービスの提供体制の整備だけでなく、保健・医療や教育、社会参加、災害時の支援など、小平市の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るための計画である。国の『障害者基本計画』や東京都の『東京都障害者計画』との連携を考慮して策定しているもので、計画の期間は平成27年度から32年度までとなっている。

一方、『小平市障害福祉計画』は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画で、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項等を定め、「障がい者福祉計画」の一部である障害福祉サービスなどに関してより具体的な内容を定める実施計画として位置づけられており、計画期間は平成27年度から29年度までとなっている。

この2つの計画を平成27年3月に策定したが、この中では、前述した国の動きや市の現状を考慮し、小平市障がい福祉計画の施策の柱として、「教育・発達支援の充実」を掲げ、その中の基本的な考え方として、「『ライフステージで途切れることのない一貫した支援』を実現するための早い段階からの一人ひとりの『個別の教育支援計画』の作成や、発達障がいについていつでも気楽に相談できる窓口の設置について検討を行います。」とし、発達障がいについての窓口設置が必要であるとしている。

② 小平市特別支援教育総合推進計画後期計画

特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、市のすべての子どもたちが生き生きと育っていくことを基本理念として、平成23年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」（平成23年度から平成27年度まで）を策定した。

計画策定により、特別支援教育に対する理解が広がり、関係機関による支援体制が充実するとともに、各機関の相互理解が深まっていったが、前述したような国の動きも踏まえ、市の特別支援教育のさらなる充実のために、前期計画の成果と課題を基に、平成28年度から平成32年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」を策定した。

この後期計画の中では、子どもの育ちや発達について総合的に相談できる拠点の整備について検討を進め、福祉、保健、子育て、医療分野が横断的に連携し、ライフステージに応じた途切れることのない支援ができる仕組みを構築することを狙いとし、「発達支援に関する相談拠点の整備と活用」を新規重点事業として掲げた。

③ 小平市発達支援相談拠点検討委員会の取組

国の動向を踏まえるとともに、前述した小平市障がい者福祉計画・第四期障害福祉計画や小平市特別支援教育総合推進計画後期計画において、子どもの育ちや発達について総合的に相談できる拠点を整備することとされたことを受け、円滑な事業実施のための基本的な考え方や取組について検討するため、平成28年4月に有識者や医療又は福祉に関係する団体の代表者による小平市発達支援相談拠点検討委員会を設置した。

検討委員会では、発達支援に関する現状と課題を明らかにし、支援の在り方について議論を行った。相談拠点を中心とした福祉、保健、子育て、教育、医療分野が横断的に連携しながら、ライフステージに応じた途切れることのない支援システムの構築について検討した。

そこでは、市の主な課題として、

- 気軽に相談できる窓口の確保
- 保護者を支援する仕組み作り
- 発達全体の取組に精通した専門部署の必要性
- 専門職を指導し、現場の支援力を高める発達支援のスキルを底上げするシステム作り
- 市の発達支援担当部署設置の必要性

をあげた。

こうした課題を解決するために、小平市発達支援相談拠点検討委員会では、次の2つを提言の柱とするとともに、今後の支援策の方向性についても提言し、平成29年3月に報告書を取りまとめた。

【小平市発達支援相談拠点検討委員会提言の柱】

• 発達支援担当部署の設置

発達支援の相談窓口となり、情報の集約・提供、各支援機関との調整等を行う発達支援担当部署を設置する。

• 発達支援相談拠点の設置

18歳までの子どもを中心とする相談機能、コーディネート機能、研修機能を担う。

④ 第五期小平市障害福祉計画、第一期小平市障害児福祉計画

平成29年3月に小平市発達支援相談拠点検討委員会が報告書を取りまとめ、発達支援相談拠点の設置と発達支援担当部署の設置等について提言を行ったが、その後、前述したとおり、平成29年3月31日に第五期障害福祉計画、第一期障害児福祉計画の策定にあたり、国の基本的な指針が通知され、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定について、「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。」とされた。

これをうけ、市では提言にある発達支援相談拠点と児童発達支援センターをそれぞれで設置するよりも、児童発達支援センターと発達支援相談拠点を一体的に整備したほうが、より効果的かつ効率的に施策を展開していくことが期待できることから、一体的に整備することを前提として具体的な検討を進めていくこととし、第五期小平市障害福祉計画、第一期小平市障害児福祉計画の中で、「発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターを設置する」ことを成果目標とした。

こうした経緯から、平成30年度には児童発達支援センターに求められる機能等について検討するため、本検討委員会を設置するに至ったものである。

2 検討にあたっての市の方向性

国の施策及び発達支援相談拠点検討委員会での提言を受け、市の課題を解決すべく、市では発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターの設置を、以下のような方向で進めて行くこととしている。

- **発達が気になる子どもを支援する市の中核的施設として位置づける。**

児童発達支援センターは、福祉型児童発達支援センターを設置することとし、その専門機能を活かし、地域の発達が気になる子どもやその家族への相談、地域の関係施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な施設であると位置づけることとする。
- **発達支援相談拠点の機能を併せ持つ施設とする。**

小平市発達支援相談拠点検討委員会の提言も踏まえ、児童発達支援センターは発達に関する相談拠点としての機能を併せ持つものとする。
- **既存施設の改修を第一とする。**

市の財政状況、公共施設マネジメント基本方針等を踏まえ、既存施設を改修し、現在ある支援機能をさらに発展させるような位置づけにしていくことを第一とする。
- **児童発達支援センターの検討及び整備については、健康福祉部障がい者支援課が担当する。**

小平市発達支援相談拠点検討委員会の提言を踏まえつつ、今後も国や東京都の障がい児施策の動向を注視するとともに、関係各課や関係機関と連携調整を図り、適切かつ円滑な運営を目指す。

第2 児童発達支援の概要と検討委員会が提案する児童発達支援センターの考え方

国の動きや市の動きを見てきたが、ここではガイドライン（3頁参照）から、児童発達支援センターが提供すべき児童発達支援とは何かについて整理し、検討委員会が提案する児童発達支援センターの考え方について述べる。

1 児童発達支援の留意事項

2頁に示したとおり、児童福祉法改正により、障がい児にとって身近な地域で支援が受けられるようにするために、障がい児施設・事業を「児童発達支援」に再編した。

まずは、児童発達支援を行うにあたっての留意事項を見てみたい。ガイドラインによれば、児童発達支援にあたる職員は、保育所等との連携及び移行支援を行うために、保育所保育指針を踏まえたうえで、次のことに留意しながら支援にあたることとしている。

- 一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握する。また、家庭環境や生活の実態を知り、社会的養護等の支援の必要性を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- 家庭との連携を密にし、主治医や嘱託医、協力医療機関と連携を図りながら、保健的で安全な支援環境の維持及び向上に努める。
- 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、適切な生活リズムが作られていくようにする。
- 適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、衣類の着脱、排泄、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。
- 子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れあいや言葉かけを行う。また、子どもの気持ちを受容し、共感しながら、継続的な信頼関係を築いていく。
- 人との信頼関係を基盤に、主体的な活動、自発性や探索意欲等を高め、自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。

また、児童発達支援センター等においては、保育所保育指針の内容に準じて支援にあたるとともに、障がいのある子どもが家庭や地域社会で健やかに育つために、「児童発達支援」を提供するもの、としている。

2 児童発達支援の内容

ガイドラインでは、支援の内容を、「発達支援（本人支援及び移行支援）」「家族支援」「地域支援」と大別している。

(1) 発達支援

① 本人支援

「本人支援」は、発達が気になる子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられている。これらの5つの領域を意識しながら支援内容について考えていく必要がある。

② 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、発達が気になる子どもに対する「移行支援」を行うことで、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになっていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが必要である。

また、児童発達支援においては、発達が気になる子どもの発達の状況や家族の意向をアセスメントし、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う「後方支援」の役割が求められている。

移行支援の具体的な内容としては、保育所等への移行を想定した子どもの発達の評価、合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価、具体的な移行先との調整、移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達、移行先の受け入れ体制づくりへの協力等が考えられる。

(2) 家族支援

発達が気になる子どもを育てる家族に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの「育ち」「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、保護者が子どもの発達を心配する気持ちを出発点とし、障がいがあっても子どもの育ちを支えていける気持ちを持てるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の

思いを尊重し、保護者に寄り添っていく必要がある。

(3) 地域支援

発達が気になる子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等は、保育所等の子育て支援機関等の関係機関との連携を進め、地域の子育て環境や支援体制の構築を図るための「地域支援」を行うことが必要である。

このように、児童発達支援は、子ども一人一人が安全でかつ健康に過ごせるよう配慮しながら、子どもの気持ちを受容し、心の安定を図っていくとともに、子どもの発達の状況にあわせて本人支援を行っていくことが必要である。

さらに、家族を支えて行くための家族支援や子どもが地域の中で健やかに育っていくために地域との連携を行っていく地域支援を行うものである。

児童発達支援センターは、この児童発達支援を前提としながら、2頁にあるように、ワンストップ対応として地域の障がい児やその家族の相談に応じるとともに、保育所等訪問支援などを実施し、地域の関係機関を支援していくなど、地域の中核としての施設であることが求められている。

市内には4か所の児童発達支援事業所が存在するが、現在のところ児童発達支援センターはない。そのため、4頁に記載したように、児童発達支援センターに求められているような地域支援が十分ではなかったと言える。

さらに、小平市発達支援相談拠点検討委員会が提起した市の発達支援の課題（10頁参照）を解決するためにも、児童発達支援センター設置を契機とし、ガイドラインにある児童発達支援を提供していくことが必要である。

3 検討委員会が提案する小平市児童発達支援センター設置の考え方

国や市の動き、児童発達支援の概要を踏まえ、児童発達支援センターの機能等について検討するにあたり、検討委員会として児童発達支援センターの理念、基本方針、対象者を、以下のように提案する。

(1) 理念

すべての子どもが地域で安心して育ち、学び、暮らすことができるように

(2) 基本方針

- 誰もが気軽に利用しやすいセンターに
- 家族に寄り添い支える、子育ての拠り所となるセンターに
- 一貫した発達支援が切れ目なく受けられるセンターに
- 地域の発達支援の中核的役割に責任を持つセンターに
- 情報を一括管理するセンターに

(3) 対象者

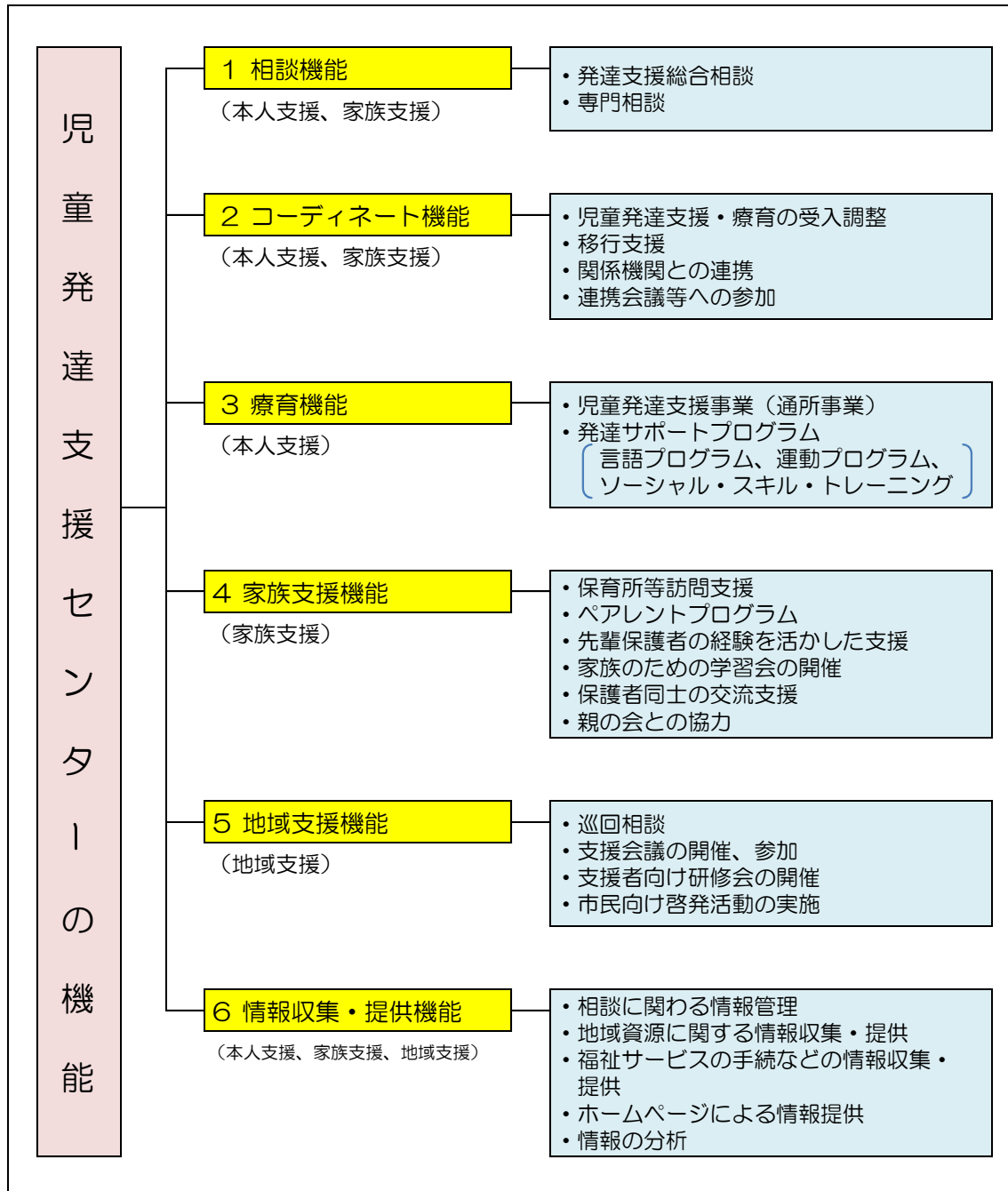
発達について相談に訪れるすべての子どもと家族と関係者
(子どもの対象は18歳未満)

この考え方を基本に、検討委員会として、児童発達支援センターに求められる機能を次章で提言する。

第3 児童発達支援センターに求められる機能

児童発達支援ガイドラインをベースに、検討委員会で検討した児童発達支援センターの機能は図3である。

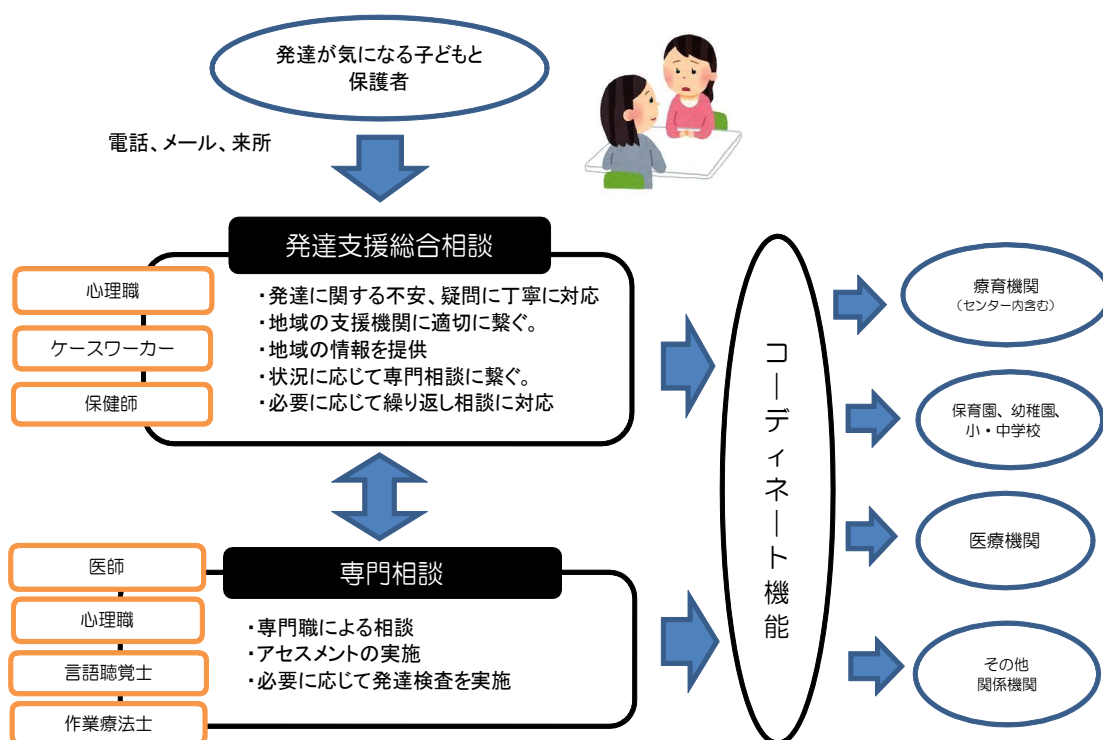
図3 児童発達支援センターの機能概要



1 相談機能

子どもの発達が気になる時、どこに相談していいかわからないということがある。児童発達支援センターはそうした保護者に寄り添っていくことが求められる。したがって相談機能は、児童発達支援センターにおいて最も重要な機能になると考えられる。

図4 相談機能の流れ



(1) 主な内容

① 発達支援総合相談

発達がちょっとでも気になった時、障がいのあるなしに関わらず、誰でも気軽に相談できる窓口として、丁寧に相談に応じる窓口が想定される。

来所だけでなく、電話、メールでも相談を受け付け、本人や保護者に寄り添いながら、その子どもにとって適切な支援等につなげていくとともに、地域資源の情報提供を行う必要があることから、手当や申請等についても精通していることが望ましい。

窓口では、心理職等による聞き取りにより、行動観察やニーズの確認を行い、必要に応じて専門相談に繋げていくことを想定している。

また、相談にあたっては、子どもを連れて遊びにいけるような広いス

ペースがあり、平日に勤務等がある保護者も相談に来ることができるように、平日以外でも相談できるような体制が望ましい。

特に就学時には保護者の不安が強くなることも想定されるため、就学前から就学後にかけて連続性をもって相談に応じられるような体制が望まれる。

② 専門相談

発達支援総合相談や一般相談の中で、専門的な見地から相談に応じるものとし、心理の専門家（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士など）による検査や相談、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などによる評価を含む相談等が考えられる。

相談内容に応じ、アセスメント（検査も含む）を行い、保護者と相談しながらその後の支援の方針を立てていくことが想定できる。本人や保護者がこれからどのような生活をしていけばよいか、先の見通しを組み立てられるよう支援していくことが望まれる。

2 コーディネート機能

児童発達支援センターの機能として、相談機能とあわせて重要な機能としてコーディネート機能を提案する。

発達が気になる子どもを、ライフステージを通じて支援していくためには、相談を通し本人や保護者に寄り添い、子どもにとってどのような支援が必要であるかを一緒に考えていく必要がある。

子どもに必要な支援は、児童発達支援センターに全てそろっているわけではないことから、様々な支援機関につなぎ、連携していきながら、本人や家族などを支援していく必要がある。

様々な支援機関と円滑に話を進めていくためには、日頃から情報を共有し、連携を強めておくことが必要であり、地域の連携体制を中心的に構築していく担い手としての役割も期待される。

(1) 児童発達支援・療育の受入調整

相談の結果、療育が必要と判断された場合、療育機関との調整が必要になる。地域の発達が気になる児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援施設は市内に4か所あるが、十分であるとはいえない。従来は、利用したい保護者は定員が一杯になると、卒園児や退園児がでるまで待つことや、他市の事業所を探すなど、保護者自身が動く必要があった。

そうした保護者にかわって、こうした療育機関の受入について、調整を行

うことが求められる。

(2) 移行支援

児童発達支援等の療育を行った子どもが、地域の保育園、幼稚園、小学校等に通う場合、保護者へ移行先の情報提供を行い、現在の子どもの発達状況や支援の方法を共有し、子どもが円滑に集団生活に入れるように支援していくことが求められる。

児童発達支援に通っている子どもが保育園、幼稚園等と併行通園を行う場合には、保護者の承諾やニーズに沿って、保育園、幼稚園等へ子どもの情報や保護者の意向等を伝えて、無理のない通園を支援していくことが必要である。

(3) 関係機関との連携

① ライフステージにみる関係機関との連携イメージ

子どもの成長段階に応じて、保護者は様々な機関と関わっていく。1歳6か月児健診や3歳児健診を実施する健康推進課、保育園や幼稚園、小学校・中学校、放課後等デイサービス事業所、障がい者就労支援機関など、多くの機関と関わることとなる。

児童発達支援センターはこうした機関と連携を図りながら、子どもに対してライフステージに合わせた支援を行っていく必要がある。

以下は、ライフステージごとに関係機関や事業ごとに、市の担当課を明記し、連携や調整の必要性を整理した。また、図5に乳幼児期から成人移行期にかけての連携イメージを示した。児童発達支援センターを中心として、主として左側に教育関係機関を、右側に福祉関係機関を、それぞれの関係が深くなると考えられる時期に配置した。

【乳幼児期】

1歳6か月児、3歳児健診、乳幼児心理発達相談等	市担当 健康推進課
1歳6か月児、3歳児健診、乳幼児心理発達相談等で発達に気になる子どもがいた場合に、保護者の同意を得て、情報交換を行うとともに、支援機関等の紹介を行うことを想定。保護者の相談、子どもの情報の共有などのメリットから、健診時に児童発達支援センター職員が立ち会うことについて検討する必要がある。	

保育園、幼稚園等	市担当
	保育課
<p>保育園、幼稚園等で発達が気になる子どもがいた場合、巡回相談等を活用し、かつ保護者の同意を得て児童発達支援センターにつなげていくことを想定。</p>	

子ども広場、子育てふれあい広場	市担当
	子育て支援課
<p>子ども広場、子育てふれあい広場で相談があった場合、保護者の同意を得て児童発達支援センターにつなげていくことを想定。 ※小・中学校時も同様</p>	

【就学前】

就学相談室	市担当
	教育委員会 学務課
<p>小学校に就学する前年の就学説明会、就学相談、就学時健診などで、発達が気になる場合、保護者に寄り添いながら、就学相談室と連携し、小学校入学に向けて支援していくことを想定。</p>	

こげら就学支援シートの作成	市担当
	教育委員会 指導課
<p>小学校入学にあたり、保護者の気になること、支援してほしいことをつなげる「こげら就学支援シート」に、在籍園とともに支援のポイントを記載するなど協力し、就学後に学校が作成する「学校生活支援シート」の内容を、センターでも共有し進学時には更新できるよう、保護者の承諾のもと、学校と連携し、情報共有・情報交換を行うことを想定。</p>	

※ 学校生活支援シート

障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。

【小学校、中学校、特別支援学校 時】

小学校、中学校、特別支援学校、教育相談室、あゆみ教室	市担当
	教育委員会 指導課
<p>在籍する学級・学校に関わらず、学校生活の支援のために、保護者の同意を得て、発達支援の立場から必要に応じて学校・教育相談室・あゆみ教室と情報共有・情報交換を行うことを想定。</p>	

学童クラブ	市担当
	子育て支援課
<p>学童クラブにおける支援のために、保護者の同意を得て、必要に応じて学校・教育相談室・学童クラブ指導員と情報共有・情報交換を行うことを想定。</p>	

【高校・進学・就労】

高校、福祉施設、就労支援センターほっと、地域自立生活支援センターひびき	市担当
	障がい者支援課
<p>保護者の同意を得て、学校生活支援シート等の活用により、高校や障がい者就労支援センターほっと等と情報共有・情報交換を行うことを想定。</p>	

【卒後・就労後】

就労先、福祉施設等	市担当
	障がい者支援課
<p>就労や地域での生活のために、障がい者就労支援センターほっと、市内の相談支援事業者、サービス支援事業者、障がい者支援課と連携し、障がい福祉サービスの利用等についての情報共有・情報交換を想定。</p>	

② ライフステージ全般

ア 障がいサービス全般

障がい者支援課	市担当
	障がい者支援課
<p>身体障害者手帳や愛の手帳等の申請、障害児通所支援等サービスの申請、障害支援区分の認定等、障がいサービス全般に関わる障がい者支援課と連携していくことが想定される。</p> <p>特に、愛の手帳の成人更新、障害児通所支援等サービスから障害者福祉サービスへの移行、諸手当・医療費助成制度の成人移行など、成人期において制度が変わることについて本人や家族に情報提供できるよう障がい者支援課と連携していくことが想定される。</p>	

イ 子育て（18歳未満）

子ども家庭支援センター	市担当
	子育て支援課
<p>子ども家庭支援センターにおいて、子育ての悩みの中で発達が気になった場合、保護者の同意を得て、情報交換を行うことを想定。</p> <p>また、子ども家庭支援センターが関わる中で本人が学校生活等で悩みを抱え相談することもあるので、児童発達支援センターとの情報交換を行うことも考えられる。</p>	

ウ 医療

医療機関	市担当
	健康推進課
<p>医療面の支援が必要な場合、地域の医療機関等と連携することを想定。</p> <p>平成28年度から厚生労働省が実施している「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業」により、かかりつけ医等が発達障がいへの対応力が向上していくことが期待され、発達障がいに詳しい医療機関の紹介等、今後医療との連携が重要になってくることが想定される。</p>	

※かかりつけ医発達障害対応力向上研修事業

専門の医療機関を受診する発達障がい児・者が多く、対応が追いついていない現状を踏まえ、平成28年度より厚生労働省が始めた事業。発達障がいの早期発見・

早期支援の重要性に鑑み、発達障がい児・者が日頃から受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障がいに関する国の研修を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障がいへの対応を可能とすることを目的とする。

なお、国の研修は平成 30 年度現在、年 1 回開催されており、市内にある国立精神・神経医療研究センターが担当している。

エ 地域

民生委員・児童委員等	市担当
	生活支援課
民生委員・児童委員等、地域の関係者と連携することを想定。	

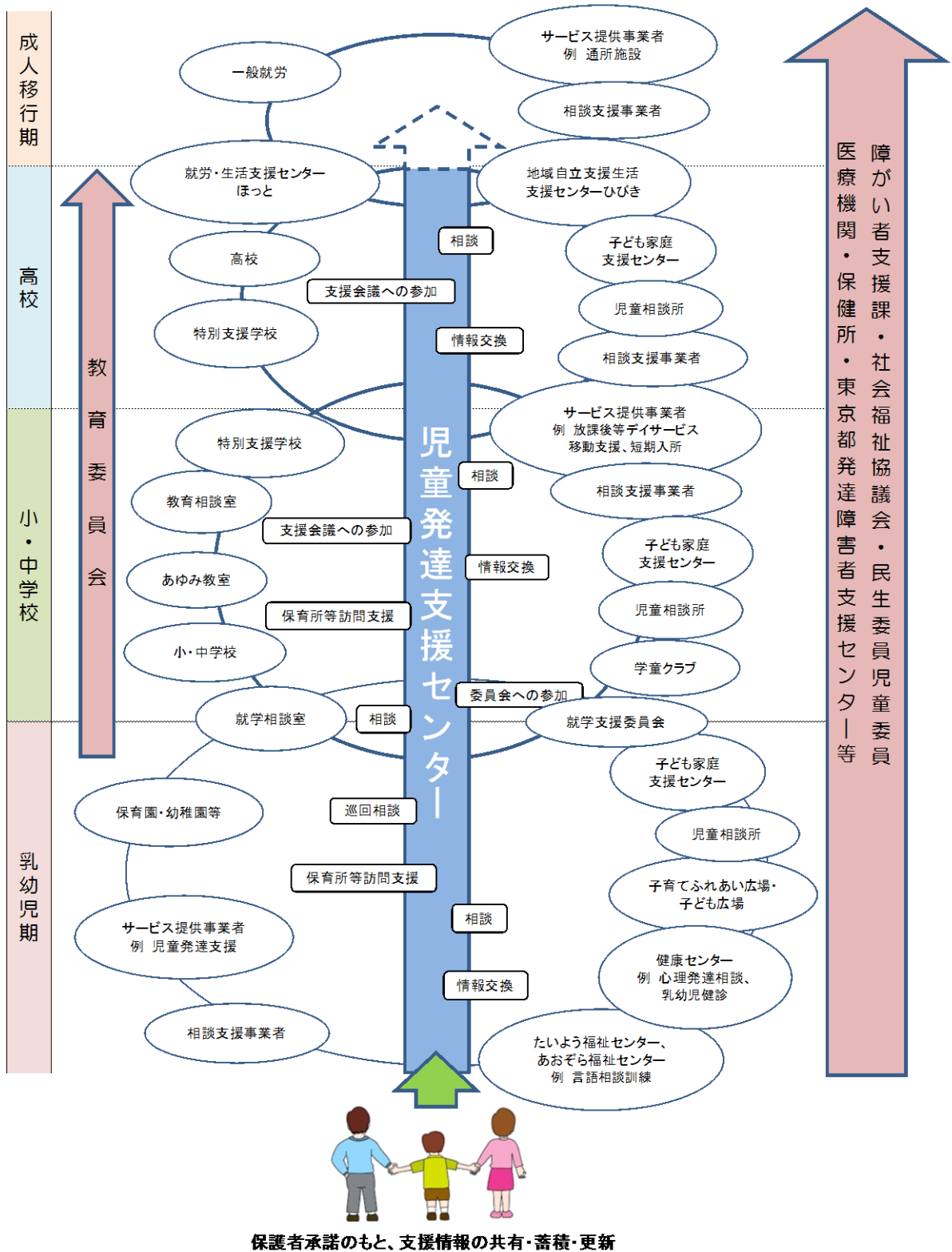
オ 都施設等

児童相談所、多摩小平保健所、東京都心身障害者福祉センター多摩支所、東京都発達障害者支援センター（TOSCA）、特別支援学校等	市担当
	子育て支援課 健康推進課 障がい者支援課 教育委員会
<p>児童相談所、多摩小平保健所、東京都心身障害者福祉センター多摩支所、東京都発達障害者支援センター、特別支援学校等と必要に応じて連携することを想定。</p> <p>特別支援学校に通う子どもは、居住する地域の学校に行かないことにより地域との繋がりが少なくなってしまうことから、教育委員会では副籍制度等の活用により交流を図っているが、児童発達支援センターが連携していくことにより、卒業後地域の通所施設に通所する際、円滑に移行できるなど、地域とのつながりを継続していけることが期待できる。</p>	

※副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

図5 関係機関との連携イメージ



(4) 連携会議等への参加

① 小平市地域自立支援協議会への参加

障害者自立支援法では、市町村は、障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすために、関係機関と連絡調整を行う「地域自立支援協議会」を設置することとしており、その構成員として、社会資源や地域における権利擁護、相談支援事業を担う関係者、障がい当事者・団体の代表者又はその家族、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、地域ケアに関する学識経験者などとしている。

市では、平成20年に設置され、学識経験者、相談支援事業所、就労支援事業所、私立保育園、小学校、民生委員・児童委員、小平特別支援学校、東京都多摩小平保健所、権利擁護センター、障害者団体連絡会などが参加している。

児童発達支援センターは児童部門におけるエキスパートとして、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議等を行う地域自立支援協議会で積極的な発言が期待される。

② 特別支援教育関係会議への参加（教育委員会指導課）

教育委員会では、特別支援教育を推進していくために、市内の専門家や実務者を集めて定期的に会議を実施し、連携を深めている。児童発達支援センターは18歳未満を対象とする施設であることから、特別支援教育との連携は特に重要である。こうした会議に参加することで、情報の共有、支援方針の確認等が期待できる。

③ 就学支援委員会への参加（教育委員会学務課・就学相談室）

就学支援委員会は、心身に障がいがある児童及び生徒や、発達が気になる児童及び生徒に適切な教育を保障するため設置されているものである。

就学支援委員会の役割として、就学相談及び転学相談に関すること、特別支援教育の啓発及び推進に関すること、学校巡回相談に関することがあげられており、委員の構成としては、特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校の校長及び副校長、市立学校の特別支援学級の担任教諭、市立学校の特別支援教室の巡回指導教諭、市立学校の通常の学級の担任教諭、医師、学識経験者、福祉関係職員、心理に関する専門的な知識を有する者、就学相談員が対象となっている。

集団内や個別での子どもの様子を観察し、それぞれの専門的な立場から子どもにとってふさわしい就学先を検討している。

幼稚園や保育園から小学校、また小学校から中学校の移行期など、子

どもにとって切れ目のない継続的な支援が必要になる。

就学前から子どもの発達支援に関わっている児童発達支援センターは、就学前から就学後をつなぎ子どもの進路を検討していく上で、重要な役割を担っていることから、就学支援委員会に参加することで専門家としての適切な助言が期待できる。

④ 小平市要保護児童対策地域協議会への参加

要保護児童対策地域協議会は、平成16年度の児童福祉法の改正により、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとし、情報の交換や支援内容の協議の場として設けられたものである。

市では平成19年度に設置され、市の担当である子育て支援課をはじめ、市立小学校、市立中学校、公立昭和病院、東京都小平児童相談所、東京都多摩小平保健所、警視庁小平警察署、一般社団法人小平市医師会、公益社団法人東京都小平市歯科医師会、社会福祉法人小平市社会福祉協議会、社会福祉法人二葉保育園(二葉むさしが丘学園)、社会福祉法人東京サレジオ学園、一般財団法人多摩緑成会(緑成会整育園)、小平市民生委員児童委員協議会、人権擁護委員、北多摩北地区保護司会小平分区、小平市私立幼稚園協会、小平市私立保育園協会などが参加している。

要保護児童に対して、児童発達支援センターの専門性を活かして、発達支援の視点から助言することが期待される。

⑤ 子どもの発達を支援する連絡会への参加

子どもの発達を支援する連絡会は、発達が気になる子どもたちを支援しようと、市内の保育園、幼稚園、障がい関係施設などの支援者が任意で立ち上げた組織である。

情報交換、学習会、近隣市の視察等を定期的にも実施しながら、顔の見える関係づくりを目指している。

メンバーは、市の健康推進課、公立保育園、障がい者支援課のほか、私立保育園、私立幼稚園、小学校、東京都小平多摩保健所、小平特別支援学校、学識経験者、障がい福祉施設者、発達支援NPO法人等の関係者が集まっている。

市内の発達支援に関わるメンバーが集まっており、児童発達支援センターが関わっていくことで、連携強化が期待できる。

3 療育機能

相談機能等から発達が気になる子どもに対して、機能や言語の訓練や遊びを通して、日常生活における基本動作の習得を目指すものである。

(1) 児童発達支援事業（通所事業）

児童発達支援センターの必須事業として、児童発達支援事業がある。通所利用の障がい児や家族に対する支援であるが、ここでは通所する子どもへの支援について述べる。

① 想定する対象

2歳児から5歳児で発達が気になる子どものうち、専門的な療育を必要とする子ども

② ねらい

- ・健康状態の維持・改善
- ・基本的日常生活技能の獲得
- ・姿勢と運動・動作の向上
- ・認知の発達と行動の習得
- ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ・他者との関わりの形成

など

③ 内容

保育士や児童指導員の指導のほか、公認心理師等の心理職、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、音楽療法士等の専門スタッフによる集団でのプログラム及び個別プログラムを実施。

通所する子どもたちを支援することはもちろん、児童発達支援センターが実施する児童発達支援事業として、子どもが地域でも安心して生活できるように、上記の専門職のほか、相談窓口の専門職を有効に活用しながら、保育園、幼稚園、学校などに子どもの状況、支援方法等を伝え地域への移行支援を積極的に実施するとともに、地域の関係施設の支援力向上を想定した支援が必要である。

④ その他

保育園や幼稚園に通園している子どもの中には、児童発達支援の中で専門的な療育を行えば、より集団生活に適応が可能な子どもがいる。そうした子どものために、併行通園を週1回程度実施することが望ましい。

(2) 発達サポートプログラム

① 言語プログラム

現在たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターで実施している言語聴覚士による言語相談訓練事業に相当するものを想定。

言語相談訓練事業は、小平市の単独事業で長い間実施してきた重要な事業である。言語訓練だけでなく、保護者に対しては子どもの発達の理解、親子関係の確立等についてアドバイスを行うとともに、保育園や幼稚園に出向いての支援、就学にあたっての相談等幅広く本人及び保護者を支援している。

児童発達支援センターでは、よりきめ細かい支援を行うために言語及び認知に関わるプログラムを充実させることが必要である。

② 運動プログラム

児童発達支援ガイドラインの中の本人支援のうち、運動・感覚に関する領域における支援プログラムを想定。

作業療法士や理学療法士により、マットやボールを使った簡単な運動により、脳機能等の発達を促すことが考えられる。運動評価にあたっては世界標準の評価法である MABC-2（注）の活用なども考えられる。

（注）Movement Assessment Battery for Children-Second Edition のことで、1992 年に Henderson と Sugden によって開発され、子どもの協調運動を測定する標準化された検査。テストとチェックリスト、介入マニュアルから構成され、チェックリストは教師や臨床家など子どもの指導にかかわる専門家が、子どもの協調運動の状態を評価するために作成された。2007 年に改訂版の MABC-2 が開発され、本検討委員会の稲垣委員が日本語版の翻訳に携わっている。

③ ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）

ソーシャル・スキル・トレーニング（以下、SST）は、社会生活上の基本的な技能を身につけるための学習であり、発達が気になる子どもの場合、人とコミュニケーションがうまくできないことがあり、こうしたトレーニングにより社会性を身につけていくことができるものである。

年齢に応じたトレーニングプログラムの実施により、それぞれの集団におけるコミュニケーションスキルを身につけていくことが期待できる。

4 家族支援機能

ガイドラインによれば、「発達が気になる子どもを育てる家族に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。」としている。

また、平成28年に改正された発達障害者支援法では、第13条で「都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、

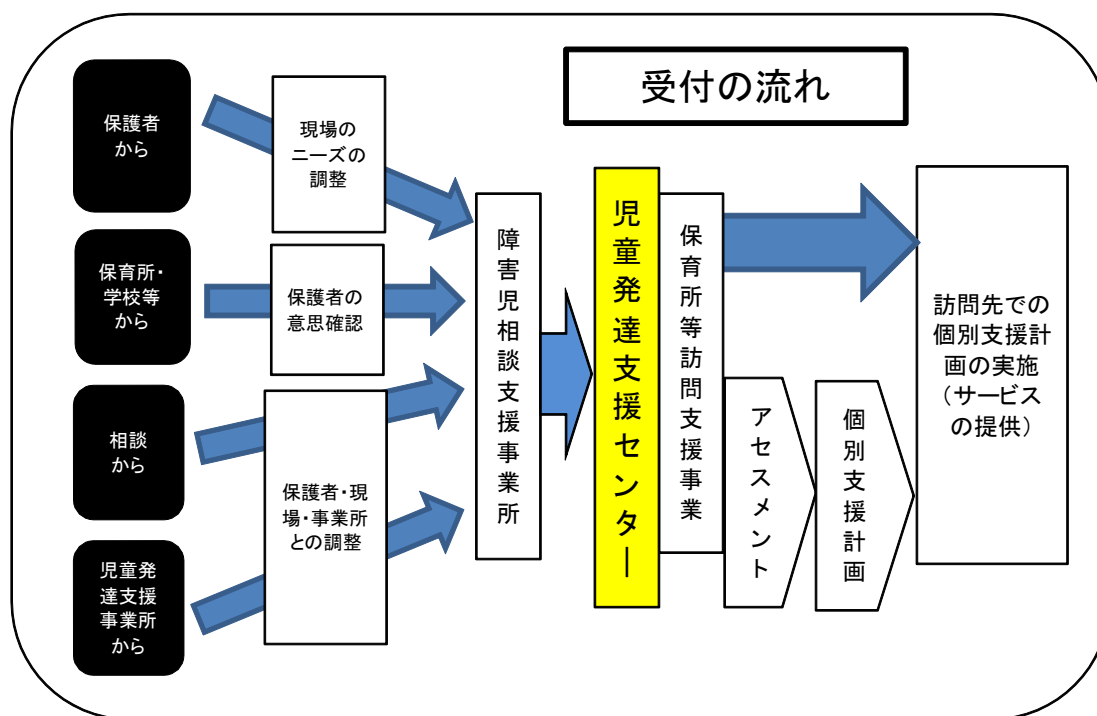
発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。」と、家族支援の必要性を明記している。

(1) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、障がい児が保育園や幼稚園等の集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うもので、支援には訪問支援員が当たる。集団生活におけるその子どもにあった専門的支援を、適切なアセスメントに基づき、直接的、間接的に行うもので、地域社会へのインクルージョンを目的としている。

市町村が第五期障害福祉計画及び第一期障害児福祉計画を策定するにあたって即すべき事項を定めた国の基本指針では、「平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。」としており、これを受けて第五期小平市障害福祉計画及び第一期小平市障害児福祉計画においても、「保育所等訪問支援事業所を平成32年度末までに1か所以上整備する」としている。

図6 保育所等訪問支援の受付の流れ



※厚生労働省平成28年度障害者総合福祉推進事業

「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」(平成29年3月一般社団法人全国児童発達支援協議会)をもとに作成

地域の重層的な地域支援体制を構築するためにも、児童発達支援センターが保育所等訪問支援事業者となり、保護者からの要望により、専門の支援者を派遣し、アウトリーチを行いながら地域へのインクルージョンのための中心的な役割を担っていく必要がある。

ガイドラインでは地域支援に位置づけられているが、保育園、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小・中学校で行われている巡回相談が地域の支援力向上を目的としているのに対し、保育所等訪問支援事業が保護者の求めに応じて、これらの施設に支援者が出向いて子どもの育ちを支援するものであることから、検討委員会では家族支援として位置づけている。

(2) ペアレントプログラム

ペアレントプログラムは、「子どもの発達が気になる」「子どもが困った行動をした時にどうしたらいいのかわからない」など、子育てに悩む保護者のために、行動療法をもとにした子どもとの関わり方のポイントをわかりやすく伝えるための方法である。

市では、すでに子ども家庭支援センター、教育相談室、障がい者支援課で実施している。

ペアレントプログラムを定期的を実施することで、保護者が子どもの対応方法を学び、子どもとの良い関係を築いていくことが期待できる。

(3) 先輩保護者の経験を活かした支援

発達が気になる子どもを育てた経験をもつ保護者の存在は貴重である。先輩保護者は、その経験を活かし、後輩保護者の相談に応じながら、保護者に寄り添うとともに、自分の経験、地域の情報について保護者目線から提供できる貴重な人材である。

市では、先輩保護者である身体障害者相談員、知的障害者相談員が後輩保護者の相談に応じている。

また、東京都では、発達障がいの子どもの育てた経験を持つ保護者がその経験を生かし、後輩の保護者の相談に応じるペアレントメンター制度を平成29年度から事業化したが、小平市では10人のペアレントメンターが登録している（平成30年12月末現在）。

こうした人材を積極的に活用し、保護者の悩みを聞き、保護者を支えていくことで、ガイドラインにあるように「関係者が十分な配慮を行い、日々子どもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら、子どもの発達支援に沿った支援」が可能となると期待できる。

(4) 家族のための学習会の開催

児童発達支援センターが、家族のための学習会を企画・開催することで、発達が気になる子どもを持つ家族が正しい知識を得ることができ、家族が

一緒に向き合っていくための支援が図られていくことが期待できる。

同じような経験を持つ先輩保護者を活用し、同じ体験を持つ家族同士が語り合い、経験的知識を共有する場を設けることで、家族同士の支援の輪を広げていくことも可能である。

(5) 保護者同士の交流支援

児童発達支援センターの会議室等を定期的に開放し、交流会の開催等を支援することやオープンスペースを活用することで、児童発達支援センターを利用する保護者を中心に、日頃の悩みや心配を抱える保護者同士が気軽に話をし、仲間づくりや情報交換を行う場の提供が可能となる。

(6) 親の会との協力

地域の当事者団体等親の会と協力し、保護者の意見を取り入れたセンター運営を図ることが可能となる。

5 地域支援機能

発達が気になる子どもたちが、地域で生活していくことを支援するため、児童発達支援センターのノウハウを活用し、地域の子育て環境や支援体制の構築を図り、地域の支援力向上を目的とする機能を想定。

(1) 巡回相談

臨床発達心理士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門家が、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小・中学校からの要請により、定期的に各施設をまわり、集団生活における子どもたちの行動を観察し、施設の職員に対応方法を伝え、施設職員の対応力向上を目指すもので、保護者から依頼がある場合は、保護者の相談に応じることもある。

現在、保育園、幼稚園、認定こども園は市の保育課が委託により巡回相談を実施しており、学童クラブや小・中学校もそれぞれ子育て支援課や教育委員会が実施している。教育委員会では特別支援教室を設置したことに伴い、都による巡回相談が開始され、様々な実施機関により実施されている状況である。

ひとりの子どもを一貫して支援していくために、巡回相談の一本化が課題になっており、教育委員会との連携のもと、児童発達支援センターにおいて、就学前・就学後と一貫した巡回相談システムを構築し、派遣・運用できるように検討していくことが必要である。

(2) 支援会議の開催、参加

発達が気になる子どもたちを支援するためには地域全体で支えていく必要がある。例えば、学校の中で発達ที่気になる子どもたちへの対応に困っ

ている場合、専門知識を有する児童発達支援センターの職員が学校と連携して支援することが可能である。

その子どもにとってどのような支援が必要か、一緒になって考え、答えを出していくために、支援会議の開催、学校等の会議への参加により、その子どもを地域で支えていくことが可能となる。

(3) 支援者向け研修会の開催

児童発達支援センターには、公認心理師、臨床発達心理士、言語聴覚士等様々な専門家が配置されることが想定できる。また、児童発達支援、巡回相談、発達サポートプログラム等の実施により、発達が気になる子どもたちへの対応方法についてのノウハウを蓄積していくことも想定される。

そのノウハウを生かして、保育園、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小・中学校、相談支援事業所等、地域で発達が気になる子どもたちに関わる支援者に対して、研修会を実施することで、地域の支援力が向上し、地域で暮らす子どもたちが暮らしやすくなることにつながっていくことが期待できる。

(4) 市民向け啓発活動の実施

発達が気になる子どもを支えていくには保護者や支援者の力だけでなく、市民一人一人の力も必要である。

そのためには、一人でも多くの市民に障がい等について理解してもらうための啓発活動が必要である。

① 市民向け講演会の実施

障がいや発達支援に詳しい専門家を招き、市民向け講演会を開催することが考えられる。

② 障がい者週間、発達障がい啓発週間のイベントの開催

4月2日の世界自閉症デーを機に、発達障がい啓発週間があり、市では図書館における発達障がいに関する図書展示を実施している。

また、12月の障がい者週間には、障がい者作品展、みんなでつくる音楽祭、図書館における特別展示などのイベントを開催している。

こうした機会をとらえ、児童発達支援センターでもイベントを実施するなど、市民に対し、障がいや発達支援への理解を広めていくことが求められる。

6 情報収集・提供機能

検討委員会では、情報について、相談に関わる情報、地域資源に関する情報、福祉サービスの手続などの情報、情報の分析にわけて検討を行った。

(1) 相談に関わる情報管理

子どもに関する相談記録、成長記録、支援内容等、相談に関わる情報を蓄積し管理していくことで移行時の保護者の負担が軽減され、切れ目のない一貫した支援が可能になる。

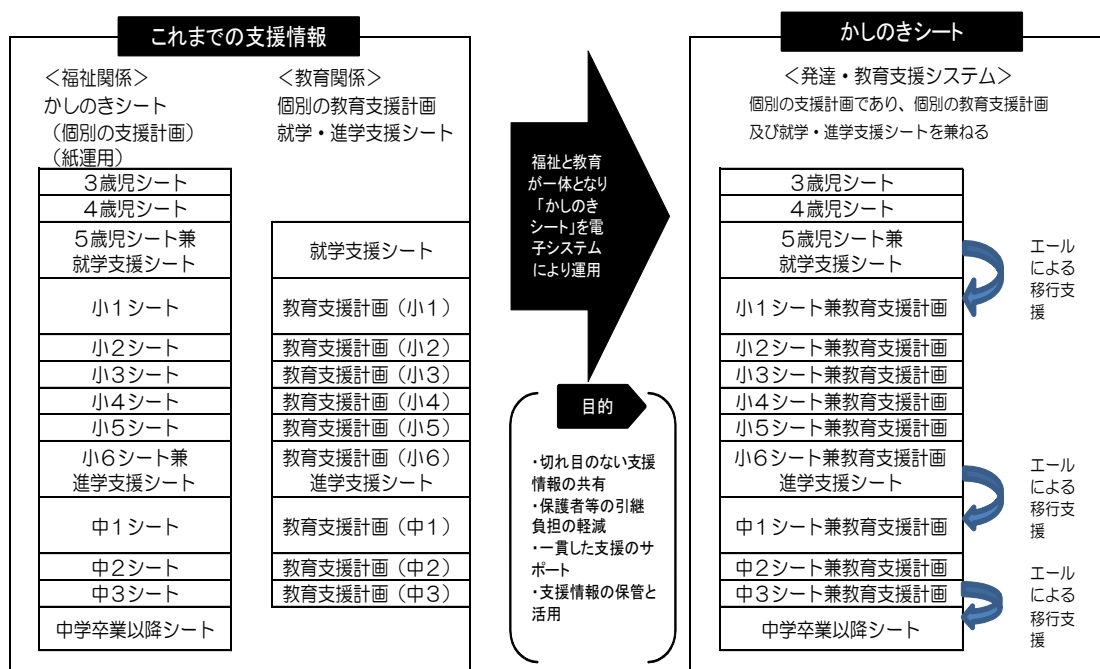
日野市では、0歳～18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもを対象とし、保護者同意の上で、日野市発達教育支援センター（エール）が中心になって作成する福祉と教育が一体となった個別の支援計画である「かしのきシート」を活用し、子どもの成長記録のほか、エール、保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校で受けた支援内容を、子どもが在籍するそれぞれの機関で記録を作成し、就園や就学、進学の際には、今までの成長の記録や支援内容を次の機関に適切に引き継ぐことで、切れ目のない支援を実現している。

平成26年度のエール開設に伴い、紙面による「かしのきシート」の運用を始めたが、平成27年度にシステム開発を行い、各機関でもデータが更新できるようにシステムによる運用の拡充を図っている。

システムの導入により、成長していく子どもの特性や支援内容がリアルタイムで把握することができ、日々の支援に活用することで切れ目のない支援が可能になること、関係機関の連携が強化されること、本人や保護者の負担が軽減されることなどのメリットがある。

個人情報の取扱いについては慎重に検討する必要があるが、児童発達支援センター設置の機会を活かし、他市のこうした取組を参考にしながら、こげら就学支援シートを発展的に拡大して利用していくこと等、市でも検討していく必要がある。

図7 日野市のかしのきシートを活用した切れ目ない支援



※第4次日野市特別支援教育推進計画（平成29年3月）より

(2) 地域資源に関する情報収集・提供

地域の療育機関の定員や空き情報、医療情報等、保護者や本人に紹介できる情報を蓄積しておく必要がある。

情報は児童発達支援センターが自ら取りに行くことも必要であるが、地域と連携を深めながら、地域から情報を定期的に提供してもらう流れをつくれれば、情報収集と情報の更新が比較的容易にできるようになる。

こうした仕組み作りを含めて、地域資源の情報を収集し、本人や保護者に提供していく必要がある。

(3) 福祉サービスの手続などの情報収集・提供

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス利用、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の申請、医療費助成、手当、障害年金等、本人や保護者が市の窓口で足を運び、福祉サービスを利用する機会がある。

こうした情報は障がい者支援課が発行する「障がい者のしおり」に記載しているが、ホームページ等にわかりやすく掲載することで、本人や保護者にとって、より利用しやすいものになると考えられる。

(4) ホームページによる情報提供

前述した、地域資源に関する情報、福祉サービスの手続に関する情報をホームページにわかりやすく掲載していくことが必要である。

発達が気になる子どもを抱える保護者家族が転入してきた時、そこを見れば発達支援に関する情報がひとめでわかるようなホームページを活用した情報提供が求められる。

※ホームページの例は次頁参照

(5) 情報の分析

19頁でも述べたが、市内の児童発達支援の受入調整を行う場合、申込み状況、申込者の発達の状況、各事業所の児童発達支援の取組状況等の情報について分析し、その子どもにとってどのような支援が必要なのかを考えていく必要がある。

受入調整については、市として取り組んでいく必要があることから、市の担当部署を中心に児童発達支援センターと連携しながら進めていく必要がある。

ホームページの例

【児童発達支援センター総合相談】

子どもの発達や育ちに支援や配慮が必要かもしれない、と感じたら、児童発達支援センターへご相談ください。お話をうかがう中から、年齢によって、困っていることによって、まず、どの専門機関に相談すればいいかを一緒に考えます。利用できる療育や参加できる居場所などの情報を提供します。利用できる児童福祉サービスがあれば、ご案内します。市内および近隣市の発達の専門医療機関の情報も提供します。

～ 小平市の発達支援情報はこちらへ ～

【気づきをささえる】

健康センター：乳幼児健康診断 心理発達相談 2歳児グループ 3歳児グループ

児童発達支援センター：総合相談 専門相談 療育プログラム

【育ちをささえる】

たいよう福祉センター：児童発達支援あすの子園（3歳～就学前）

言語相談訓練（個別・グループ） 日中一時支援

あおぞら福祉センター：言語相談訓練（個別・グループ） 日中一時支援

子ども家庭支援センター：発達相談 ままらっこ

小平福祉園：児童発達支援すけっち（並行通園）

緑成会整育園：児童発達支援からふる

白梅学園大学連携療育事業

【学びをささえる】

教育委員会：特別支援教育 就学相談室 教育相談室 あゆみ教室 進路・進学

児童クラブ 放課後等デイサービス

白梅学園大学発達・教育相談室

【くらしをささえる】

手当 医療費補助 児童福祉サービス 受給者証 障害福祉サービス 障害者手帳

【家族をささえる】

児童発達支援センター：総合相談 保育所等訪問支援 パARENTプログラム パARENTメンター
学習会

子ども家庭支援センター：子育て交流広場 子育て相談 子育てサポート

【地域をささえる】

巡回相談 研修 理解啓発

【その他】

成人期の支援：市内通所施設 地域生活自立支援センターひびき 就労生活支援センターほっと

地域情報 広域情報 医療情報

第4 モデルケースの提示

検討委員会では、児童発達支援センターを中心とした支援内容をイメージしやすいように、発達段階に応じたモデルケースを提示する。

これらのモデルケースは現実のケースではなく、全て仮想ケースである。また、これらのケースはあくまで児童発達支援センターが担っていくべき役割や機能を想定して描いたものであり、検討委員会が期待するセンターの動き方や利用のされ方を例示したものである。

《ケース 1》

1歳～3歳 子どもの定期健康診査から繋がるケース

Aちゃんは言葉や歩き始めるのがまわりより遅かった。心配していた保護者が、1歳6か月児健診で相談し、健康センターの心理発達相談の申込みをしたが、予約が数週間先であることからこのまま何もしなくていいのだろうか、心理発達相談で何を言われるか怖い、と不安を訴えたところ、児童発達支援センターの総合相談を紹介され訪れた。

相談員にじっくりと話を聞いてもらい、子どもの発達に合った遊び方や接し方など、すぐに家庭でできることを教えてもらった。何回か親子で相談に通い、Aちゃんを遊ばせながら話をするうちに、Aちゃんとお母さんに同じような親子の友だちができた。

健康センターの心理発達相談では「Aちゃんは今すぐ療育が必要ではない、経過観察」と言われ、健康センターで母子グループに参加できることになった。一方で18歳未満を対象とした児童発達支援センターは終了とせず休止とし、まずは母子グループへの参加を中心として相談等を継続していた。しかし、発達に気になる点があまり変化しなかったため、児童発達支援センターで、発達検査や行動観察等のアセスメントの実施や、医療機関や通園先を探す時の相談にのってくれることとなった。「今やれることはたくさんある」とお母さんは、児童発達支援センターで聞いたペアレントプログラムへの参加を友だちと相談中である。

《ケース 2》

6歳～7歳 就学に向けた相談ケース

幼稚園での巡回相談から療育につながったB君は、言語相談訓練を年少から開始し、年長となった。

B君の保護者は隣の学区の特別支援学級か幼稚園のお友だちと同じ小学校の通常の学級か、就学先に迷いがあった。就学相談の前に就学先についてもっとよく知りたいと思い、地域情報が得られると聞いて児童発達支援センターへ相談に訪れた。

すると、ちょうど就学を控えた保護者向けの、先輩保護者の話を聞く集まりがあり、実体験を聞くことができた。他の保護者も同じように悩む姿を見て、B君の保護者は自分を優柔不断だと責めることはやめようと思った。必要があれば相談員が学校を訪問して環境整備を支援してくれる制度（保育所等訪問支援等）を利用することができるのと知り安心することができた。

就学相談を受けてB君は特別支援学級へ入学した。言語相談訓練は終了したが、就学支援シートによって担任へこれまでの療育の方針が引き継がれた。小学生向けの療育コースがあったら通わせたいと思っているので、これからも児童発達支援センターで地域情報を得たいと思っている。

《ケース 3》

7歳～8歳 小学校で適応が難しくなった場合の相談ケース

C君は小学校3年生になり、「登校しぶり」が出てきたことで保護者が担任教諭に相談をした。

「登校しぶり」の原因について担任から板書をうまく書き取れていないことを指摘され、スクールカウンセラーと相談の結果、**児童発達支援センター**をすすめられた。

児童発達支援センターにおいて、保護者面接と本人面接を行い、C君の困り感を聴取した結果、書字についてやりにくさがあることが分かった。そこで、行動観察、発達検査、知能検査などのアセスメントを実施したところ、板書に関わる苦手さが明らかになった。

相談の経過とアセスメントの結果を、保護者承諾のもと、学校の特別支援教育コーディネーター・巡回相談員と共有した。学校は巡回相談員のアドバイスを聞きながら、保護者とも情報を共有し、板書を助ける仕組みや、新学年になって増えた班活動で何をするのかを視覚的に示すなどの環境整備を行う方法などの具体的な助言をうけ、校内委員会で対応方法を検討し、学校で配慮を実施することとした。

そして学校での支援の経過を確認するために、2か月後に**児童発達支援センター**で保護者・本人の面接を実施する方針とした。

《ケース 4》

10歳～12歳 小学校から中学校へ移行する際の相談ケース

通常の学級に在籍しながら特別支援教室で個別の指導を受けてきた5年生のDさんの保護者は、中学校をどうするか迷っていた。

中学校では通級には通いたくないと本人が言うが、通常の学級では社会性や学習面に不安があり、また、特別支援学級は内申点がつかず特別支援学校高等部にしか行けないのではないかと不安があった。

障害者手帳のないグレーゾーンの子の進学に答えが見えず悩んでいたところ、通級の先生から児童発達支援センターの総合相談を勧められた。児童発達支援センターでは、特別支援学級からも都立高校を受検できること、内申点のいらない都立高校や私立高校の通信制などもあり特別支援学級からの進路にもさまざまあること、特別支援学校高等部を否定的に見る必要はないことといった、中学校の先の進路に関する見通しを教えてもらった。

また、一般論として、手帳の種類や取り方、取る時期などの話も聞いたり、資料を見せてもらったりしているうちに、たとえどの進路を選んでもその先へ続く大人への道はあることを知ってお母さんは少し安心した。

この先Dさんが自信をもって毎日を過ごせるようにと本人面談を行い、好きなこと得意なこと不得意なこと苦手なことなどを児童発達支援センターに相談記録として残すことを決め、必要な時には保護者の承諾の上で進学先に支援の資料として活用できるようにしてもらった。

《ケース 5》

13 歳～15 歳 中学校で適応できなくなった場合の相談ケース

幼児期に発達障がいの診断を受けている中学の通常の学級に通う E さんは、独特の行動や言動が見られ、小学校時代の友達と行動することも徐々に減り、思春期を迎え保護者には反抗的で本人のストレスがたかまっているようであった。

家庭の困り感の高まりを心配した担任とスクールカウンセラーから、生活の部分に何か支援できることがないか相談してはどうか、と児童発達支援センターを紹介された。

まず保護者が総合相談に訪れた。幼児期に診断してもらった発達専門医にずっと行っていなかったことから、思春期なので再度診てもらおうとよい、外出支援のヘルパーを利用できるよう受給者証をとってはどうか、主治医の診断書もとるとよい、などいくつかの情報提供やアドバイスをもらった。

その後、本人面談も行い、受給者証の手続きを経てヘルパーと外出できるようになった。親以外の大人との外出や学校以外の場を持つことが本人を成長させたようで、週末に趣味の電車を見に外出することを目標に、平日に宿題を終わらせ、趣味の下調べをするなどメリハリのある生活につながった。

保護者の承諾のもと経過を学校にも伝え、今後の進路指導へも協力できるよう連携していくこととなった。高校生になったら一人暮らしの自立体験事業を利用してみたいと E さんは楽しみにしている。

《ケース 6》

3歳から中学校まで継続して見守っていくケース

3歳児であるF君の保護者から言葉の遅れに関する相談が児童発達支援センターにあった。

児童発達支援センターで数回の保護者面接及び行動観察などのアセスメントを行い、発達状況を確認し保護者の承諾のもとその情報をもって、言語相談訓練を紹介した。

その後は順調に経過し、就学においても就学支援シートの活用、特別支援教室の利用を受け、4年生で退級した。

しかし、中学校入学と同時に、友達とのトラブルが目立つようになり、保護者が再度児童発達支援センターに相談をした。

本人面接をした結果、友達関係や学校生活に不満があるが、それをうまく人に伝えられない様子がわかってきた。

再度アセスメントを行うことを勧めるが、本人が拒否したことから、まずは、本人の気持ちをきちんと受け止めることが必要だと思われた。

話ができる場所としてスクールカウンセラーや教育相談室について説明した。学校内では話をしたくないという希望のため、教育相談室を利用し本人面談を実施していくとともに、教育相談室の心理士、児童発達支援センターの専門職、スクールソーシャルワーカーが連携して学校での対応を検討していくこととした。

《ケース 7》

保護者の子育ての疲弊から、養育力が低下してしまった場合のケース

Gさんは出産後、Hちゃんが日中はわずかな物音でもすぐに敏感に反応して泣き、夜も30分毎に泣いてしまうなど子育ての負担が大きく悩んでいた。

歩き始めると、一時もじっとしていないHちゃんを追いかけ回し、気に入らないことがあると大声で長い時間泣き叫ぶことで疲弊し、Hちゃんが1歳半になったころには、夜眠れない、気分が落ち込むなどで体が動かなくなり、家事育児に手が回らなくなってしまった。

家庭訪問をした保健師はGさんとHちゃんの様子に、Gさんには医療機関への受診を、Hちゃんの対応については児童発達支援センターへの相談を勧めた。

Gさんは受診をするとうつ病と診断されて休養をすすめられた。Hちゃんは児童発達支援センターへの相談から、発達に特性があるタイプだとわかり、Gさんは自分の子育てが悪いのではないと気持ちが楽になり、子育ての助言を受けることで自信がついた。

市のショートステイサービスを使いながらGさんは少しずつ回復していき、1年後、Gさんは元気を取り戻し笑顔の日々を送ることができるようになった。

《ケース 8》

高校で不登校になった場合のケース

J君は中学までは幼稚園からの仲良しの友人がいて、部活にも入って楽しく活動していた。

友達と同じ高校に行きたかったが、誰も知り合いのいない高校に進学した。入学後に友達となじめず、欠席が増えていき、友達とのちょっとしたトラブルから登校しなくなり、最初のうちは時々外出していたが、そのうち全く家から出なくなった。

保護者はJ君が幼少時に言語訓練を受けていたことを思い出し、児童発達支援センターに相談に行った。児童発達支援センターの職員は保護者面接を実施するとともに、何回か家庭訪問をしてJ君と信頼関係を作ると、新しい場所でどうしたらよいかわからない、緊張してしまうなどJ君から話を聞き、ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）のグループを紹介した。

J君は新しい場所に行くことに不安があったが、児童発達支援センター職員が初回は付き添うことで、グループに参加することができ、SSTのトレーニングにより次第に自信をつけて、児童発達支援センターで紹介されたサポート校に通うことができるようになった。

第5 提言 児童発達支援センターを中心とした支援体制の確立を

ここまで、児童発達支援センター開設までの経緯、児童発達支援センターの概要、求められる機能について述べてきたが、最後に児童発達支援センターを中心とした小平市の発達支援について、検討委員会として提言する。

提言1

ワンストップ窓口から専門的支援へとつなぐ「小平方式」を確立すること

子どもの発達支援に関する相談は、幼児期においては、主に健康センター、たいよう福祉センター、あおぞら福祉センター、子ども家庭支援センターの4つが担い、学童期においては、教育相談室が担ってきた。

また、療育については、言語相談訓練を実施するたいよう福祉センター、あおぞら福祉センター、児童発達支援を実施するたいよう福祉センター、小平福祉園、緑成会整育園があり、面的に整備されているものの、中心となる施設がなかった。

児童発達支援センターがワンストップ窓口となることで、「どこに相談に行ったらいいかわからない」という保護者にとってわかりやすいものとなるのはもちろん、児童発達支援センターがコーディネート機能を発揮することで、ワンストップ窓口である児童発達支援センターから、面的に整備されている専門的支援へと繋ぐ「小平方式」として、発達支援を展開していくことが期待できる。

その際、それぞれの専門機関が役割を果たしつつ、お互いの役割を重複させていくことで、縦横にわたる切れ目のない発達支援が可能となることが期待される。

提言2

児童発達支援センターの療育を充実させること

地域の連携を前提とした高い専門性を持つ新しい児童発達支援を整備していく必要がある。公認心理師等の心理職、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門的なスタッフを中心に、児童発達支援内での専門的支援と地域支援をつなげていくことが望ましい。

また、早期支援のために幼児期の療育はもちろん、学童期におけるソーシャルスキルトレーニングなど、その子どもに応じた支援を行うために、ライフステージに合わせた療育を提供していくことが求められる。

提言3

切れ目のない支援のために福祉と教育の両輪で発達支援を推進すること

児童発達支援センターの設置にあたっては障がい者支援課が中心となって進めてきたが、切れ目のない支援を実現するためには、福祉、児童、教育など市の関連部署の協力が必要である。

特に福祉と教育の連携は、情報による連携のほか、児童発達支援センター設置に向けた準備の段階から福祉と教育が関わっていくことが望まれる。

そのうえで、小平市発達支援相談拠点検討委員会でも提言したように市の発達支援担当部署を設置し、児童発達支援センターとともに市の発達支援を推進することで、切れ目のない支援の実現が期待できる。

参 考 资 料

小平市児童発達支援センター検討委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	飯野 雄大	白梅学園大学子ども学部特任講師 白梅学園大学発達・教育相談室相談員
副委員長	丸谷 充子	浦和大学こども学部准教授、小平市子ども家庭 支援センター心理発達専門相談員
委員	稲垣 真澄	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究セン ター精神保健研究所知的・発達障害研究部長
委員	加藤 智子	小平手をつなぐ親の会代表
委員	坂倉 理恵	小平市立小平第六小学校長
委員	島田 義之	たいよう福祉センター所長
委員	高橋 祥子	多摩小平保健所保健対策課統括課長代理
委員	多々良 康子	小平福祉園施設長
委員	山下 真理	KASA (小平自閉症を考える会) 代表

小平市児童発達支援センター検討委員会の検討経過

開催日	検討内容
平成30年10月5日（金） 午後2時から4時まで 健康福祉事務センター第3、4会議室	<ul style="list-style-type: none"> • 児童発達支援センターの概要について • 求められる機能について
平成30年11月16日（金） 午後2時から4時まで 健康福祉事務センター第3、4会議室	<ul style="list-style-type: none"> • 求められる機能について • 連携体制について
平成31年1月18日（金） 午後2時から4時まで 健康福祉事務センター第3、4会議室	<ul style="list-style-type: none"> • 連携体制について • 報告書素案について

小平市児童発達支援センター検討委員会設置要綱

平成30年 8月17日 制定

(設置)

第1条 小平市における児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターをいう。次条において同じ。）に関する検討を行うために、小平市児童発達支援センター検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 児童発達支援センターの機能に関すること。
- (2) 関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) その他児童発達支援センターに必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち市長が依頼する委員9人以内をもって構成する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医療又は福祉に関係する団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 障害のある児童の保護者で構成される団体の代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見

を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、委員会の設置の日から平成31年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

小平市児童発達支援センター検討委員会報告書

平成31年3月発行

発行： 小平市健康福祉部障がい者支援課
〒187-8701
東京都小平市小川町二丁目1333番地
電話： 042(346)9540(直通)
F A X： 042(346)9541
電子メール： syogaisyashien@city.kodaira.lg.jp

270円